

# 会津若松市ふるさと納税の 返礼品を募集します

会津若松市ではより多くの方に本市の魅力を知ってもらい、地場産業の振興など地域の活性化につなげるため、会津若松市らしい魅力ある返礼品を募集しています。

登録するメリットたくさん！！



- ①無料でインターネットサイト上に返礼品を掲載できる（掲載もサポートします）
- ②送料は原則2回まで市が負担  
（市が認めた場合は2回以上の負担も可能）
- ③返礼品を通して全国へ商品をPRできる
- ④チケットも可能（食事券、宿泊券など）

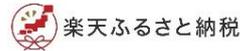
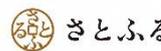
どんな返礼品が登録できるの？



- ・会津若松市内で生産・製造・加工されたもの
- ・原材料の主要な部分が会津若松市内で生産されたもの
- ・返礼品の製造・加工等の工程のうち、主要な部分を会津若松市内で行っているもの
- ・会津若松市内で提供される体験、サービス など

上記のような総務省の「地場産品基準」に該当する場合は返礼品として登録できます。詳しい内容は市役所シティプロモーション課までお問い合わせください。

会津若松市が利用する  
ふるさと納税ポータルサイト



ANAのふるさと納税  
マイルが貯まる



au PAY ふるさと納税  
ふるさとチョイスと連携して決済することができます。



※一部抜粋

## 募集要件

- ・市内に本店、支店、営業所等を有する事業所・個人事業主  
（ただし、地場産品基準等の要件を満たす返礼品の提供が可能な場合はこの限りではありません。）
- ・市税等の滞納が無いこと
- ・生産・製造・販売にかかる許認可等関係法令を遵守していること など

## 申込の流れ



- ①電話、メール等で市役所シティプロモーション課にお問い合わせください。
- ②申請書類に必要事項を記入のうえ、シティプロモーション課に提出してください（電子メール、郵送、持参）。
- ③申請受理後、申請された返礼品について総務省の地場産品基準等に関する確認を受けます。総務省の確認後、市が申請内容等をもとに登録の可否を総合的に判断し、決定についてお知らせします。
- ④登録決定後、ふるさと納税ポータルサイトへの掲載に向けて、返礼品の写真や紹介文を委託事業者へ提出します。
- ⑤委託事業者が返礼品の紹介ページを作成し、ふるさと納税の各ポータルサイトへ掲載します。

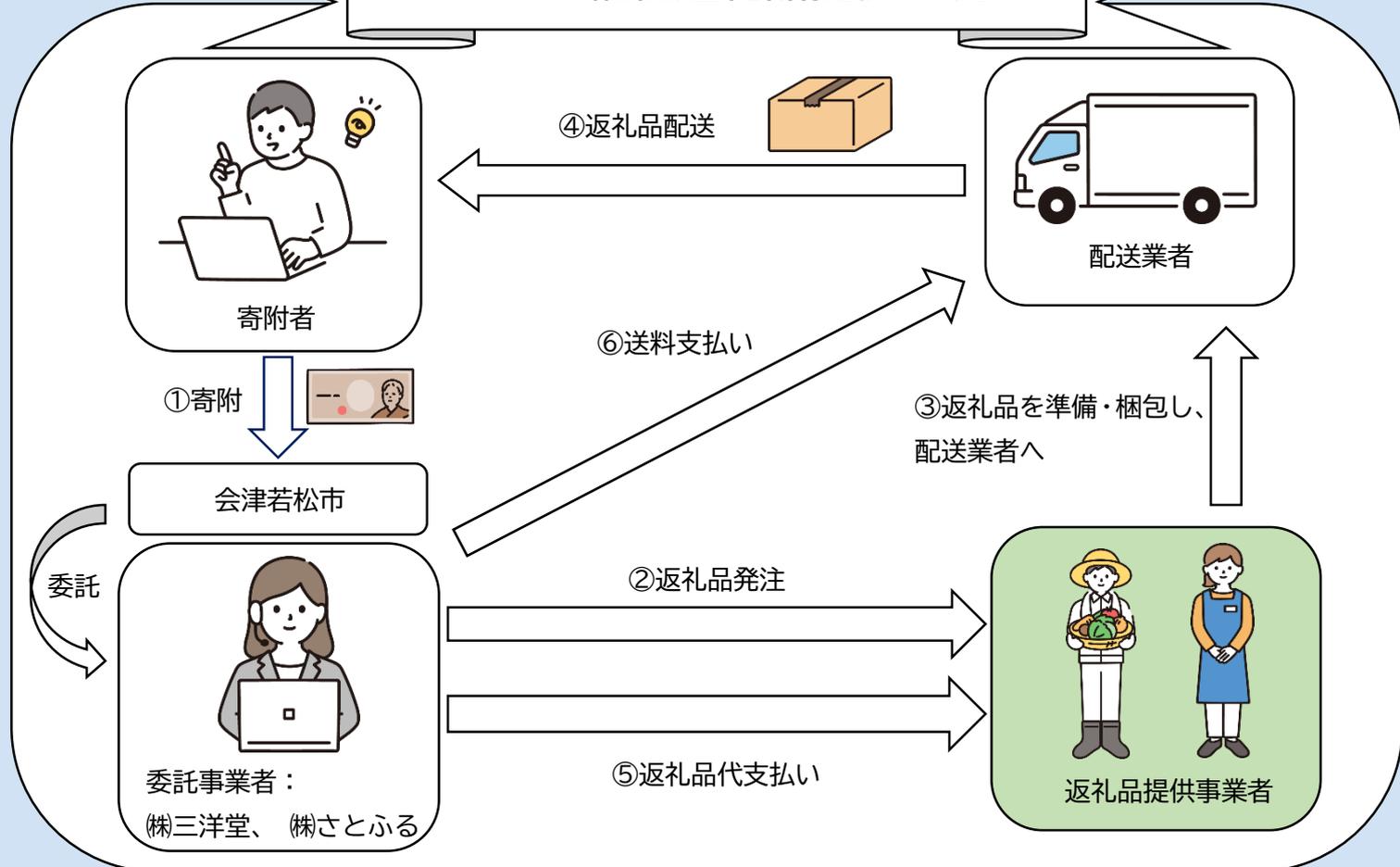
自社の商品やサービスが返礼品の要件を満たすかどうかなど、まずは会津若松市役所シティプロモーション課までお気軽にお問い合わせください。 ※ 随時申請受付しています

返礼品登録の詳しい内容や申請書などの様式のダウンロードはこちらから  
(会津若松市が利用しているふるさと納税ポータルサイトもこちらにリンクを掲載しています)

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2023030700045/>



## ふるさと納税返礼品提供の流れ



問い合わせ先：会津若松市役所 シティプロモーション課

〒965-0873 会津若松市追手町2-41 追手町第二庁舎2階

電話：0242-39-1202 FAX：0242-39-1402

メール：[furusato@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp](mailto:furusato@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp)

※ご来庁の場合は事前にお電話ください。

(令和7年4月1日作成)